

福井県文書館年報

第3号

平成17年度

福井県文書館

目 次

I 文書館の概要

1 設置の目的	1
2 建設の経緯	1
3 施設の概要	2

II 平成17年度事業の概要

1 組 織	5
2 平成17年度当初予算の概要	5
3 平成17年度の主な事業内容	
(1) 一般管理運営	
ア 文書館運営懇話会	5
イ 文書館情報システム	7
ウ 収集資料のくん蒸業務	8
(2) 調査研究事業	
ア 記録資料アドバイザーの設置	8
イ 資料調査員の設置	9
ウ 『福井県文書館研究紀要 第3号』の発刊	10
(3) 収集保存事業	
ア 収蔵資料数	10
イ 古文書関係	11
ウ 歴史的公文書収集状況	12
(4) 閲覧利用事業	
ア 月別文書館利用者数	13
イ 歴史的公文書公開数	13
ウ フィルム等の貸与・複製・転載	14
エ 古文書複製本公開許諾依頼結果	15
(5) 普及啓発事業	
ア 講座・講演会等の開催	17
イ 閲覧室展示	18
ウ 刊行物	18
4 福井県文書館業務日誌	19

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法	23
2 福井県文書館の設置および管理に関する条例	25
3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則	28
4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱	31
5 福井県文書館文書等利用要綱	34
利用案内	37

I 文書館の概要

1 設置の目的

福井県文書館は、県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、保存し、県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するために設置する施設である。この設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文書等の収集、整理および保存
- (2) 文書等の閲覧の実施
- (3) 文書等に関する調査および研究
- (4) 文書等に関する知識の普及および啓発
- (5) その他、文書館の設置の目的にふさわしい業務

2 建設の経緯

平成7年度	「福井県立公文書館（仮称）基本計画」策定（平成8年3月）
平成8年度	福井県立図書館との併設を決定
平成9年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）基本設計 埋蔵文化財試掘調査
平成10年度	福井県立図書館・福井県立公文書館（仮称）実施設計 埋蔵文化財発掘調査
平成11年度	埋蔵文化財発掘調査 土地造成着工
平成12年度	土地造成完了 用地取得 起工式（平成12年11月）
平成13年度	福井県立公文書館（仮称）を福井県文書館とする
平成14年度	建物本体工事完成（平成14年8月） 外構工事完成（平成14年11月）
	開館（平成15年2月1日）

3 施設の概要

設置場所	福井市下馬町51-11
敷地面積	70,246㎡
施設形態	福井県立図書館との併設
施設規模	延床面積 18,436㎡（文書館 3,119㎡ 図書館 15,317㎡）
建物構造	鉄骨造および鉄筋コンクリート造 地上2階（図書館書庫地上5階）、地下1階

建設経費一覧

（単位：千円）

	9年度	10年度	12年度	13年度	14年度	合計
プロポーザル	375					375
基本設計	15,046					15,046
地質調査	2,398					2,398
実施設計		34,639				34,639
建設工事			122,658	797,282	589,912	1,509,852
備品購入					43,249	43,249
合計	17,819	34,639	122,658	797,282	633,161	1,605,559

文書館と図書館の建設事業費（建設工事＋外構工事）

（単位：千円）

	12年度	13年度	14年度	合計
文書館	122,658	797,282	589,912	1,509,852
図書館	604,499	3,929,250	2,918,604	7,452,353
合計	727,157	4,726,532	3,508,516	8,962,205
財源 一般 1 / 4 起債 3 / 4				

土地取得費 5,445,525千円（不動産鑑定、測量除く）

主な施設

階	部 屋 名	面積 (㎡)	主 な 使 用 目 的
1	閱 覧 室	113	利用者が文書等の閲覧を行う
1	研 修 室	82	古文書読解講座などの講座を開催
1	事 務 室	202	文書館職員の執務室
1	館 長 室		館長の執務室
1	調 査 研 究 室		収集した公文書、古文書などの整理、補修、目録作成
1	荷 解 室	66	収集した公文書、古文書などの梱包を解く
1	く ん 蒸 室	23	収集した公文書、古文書などの殺虫、殺カビを行う
1	撮 影 室	57	収集した公文書、古文書などの撮影、デジタル画像化を行う
1	第 1 書 庫	498	歴史的公文書を保存する
1	第 4 書 庫		古文書複製本を保存する
2	第 2 書 庫	536	歴史的公文書を保存する
2	第 3 書 庫		行政資料を保存する
2	一般書庫 (フィルム庫)	68	マイクロフィルム等を保存する
2	貴 重 書 庫	178	収集した古文書原本を保存する
便所、廊下、機械室等		1,296	
合 計		3,119	

施設・設備の使用料

施 設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研 修 室	2,500円	4,100円	6,600円

設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マイクホン	1本	1回5時間以内	120円
	1本	1時間増すごとに	24円
ワイヤレス マイクホン	1本	1回5時間以内	220円
	1本	1時間増すごとに	44円

文書館情報システム開発の経緯

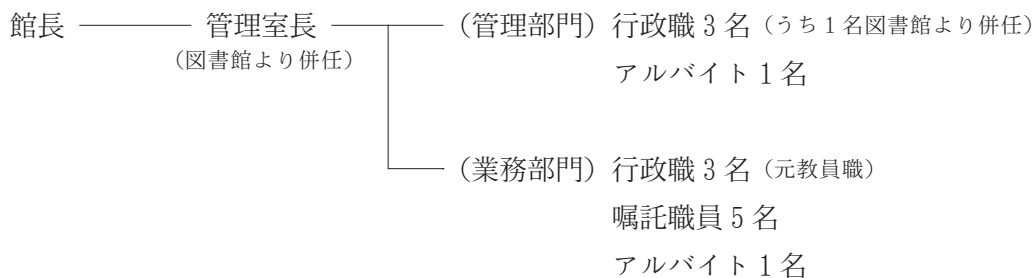
平成12年度 公募公告（平成12年5月）
 プレゼンテーション・契約（平成12年7月）
 概要設計
 平成13年度 詳細設計・プログラム作成
 平成14年度 総合テスト

主な購入備品

貴重書庫内の木製固定書架一式 1,990万円
 すきばめ機 一式 665.7万円

II 平成17年度事業の概要

1 組 織 (平成17.4.1 現在)



2 平成17年度当初予算の概要

文書館一般管理運営費	52,100千円
文書館各種事業運営費	11,573千円
合 計	63,673千円

3 平成17年度の主な事業内容

(1) 一般管理運営

ア 文書館運営懇話会

文書館の利用推進を図るにあたり、デジタル歴史情報の提供、各種講座、講演会等文書館の歴史的資料の利用に関する施策を効果的に実施するため、県民から幅広い意見を聴取することを目的とする。

福井県文書館運営懇話会委員 (平成17.4.1 現在)

分 野	氏 名
学 校 関 係	斎 藤 忠 征
市 町 村 関 係	高 木 久 史
一 般 (嶺北)	嶋 崎 忍
”	築 山 桂
”	本 川 幹 男
一 般 (嶺南)	相 津 幸 子

第1回福井県文書館運営懇話会

- 日 時 平成17年 6 月24日(金) 13：30～16：00
場 所 福井県文書館研修室
出席者 運営懇話会委員
内 容
- ・平成16年度事業実績および現況報告について
 - ・平成17年度事業計画について
 - ・文書館の利用促進について

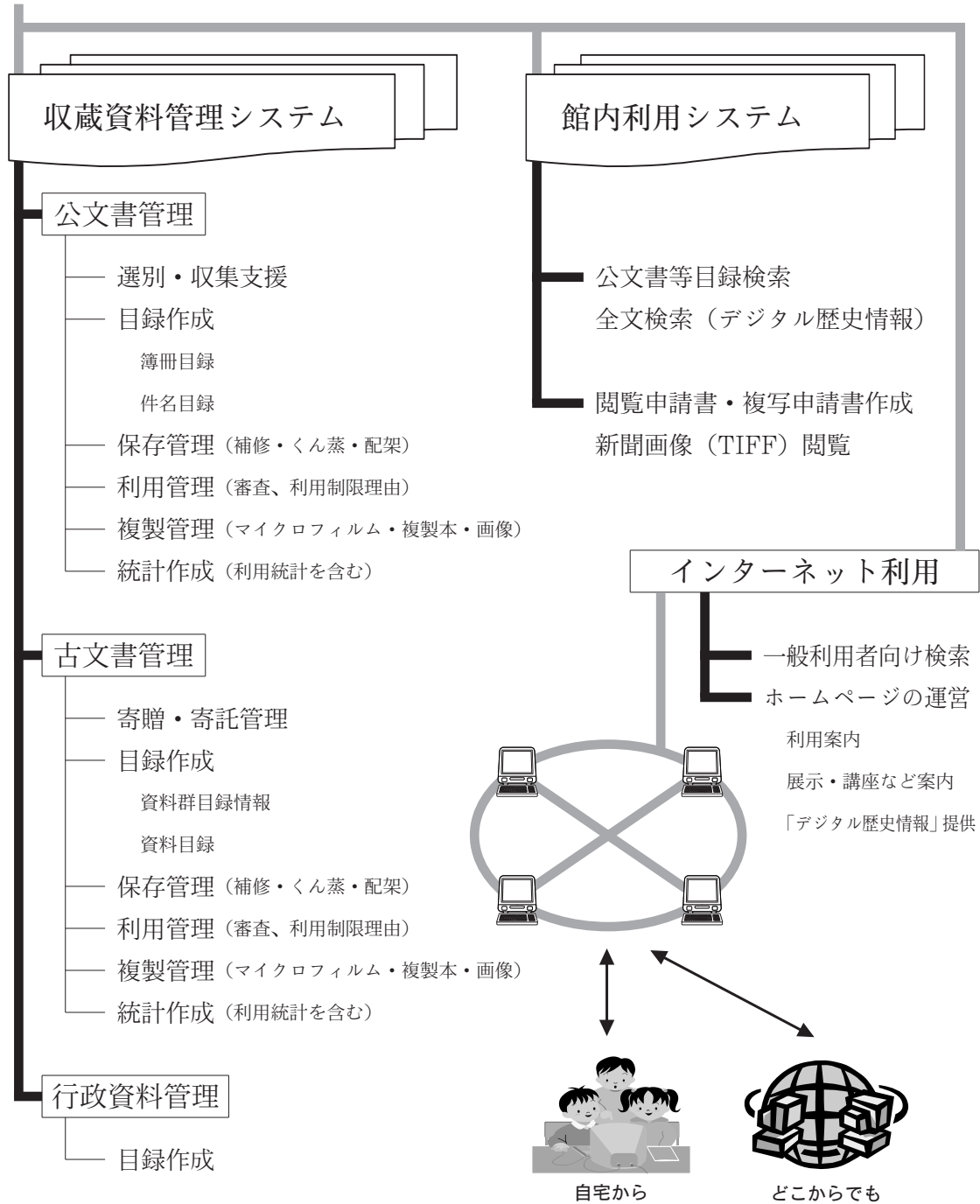
第2回福井県文書館運営懇話会

- 日 時 平成18年 2 月24日(金) 13：30～16：00
場 所 福井県立図書館大会議室
出席者 運営懇話会委員
内 容
- ・平成17年度事業実績および現況報告について
 - ・文書館の利用促進について
 - ・第31回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福井）大会について

イ 文書館情報システム

福井県文書館では、収蔵する歴史的価値のある公文書や古文書等の目録に加え、『福井県史』通史編をはじめとする県の歴史資料に関する情報、講座・講演会、出版物などの情報をホームページで提供している。

福井県文書館情報システムの機能



ウ 収集資料のくん蒸業務

くん蒸方式	回数	実施月日	使用薬剤	業務形態
くん蒸車によるくん蒸	1回	6月14～17日	アイオガード	委託
くん蒸庫によるくん蒸	6回	随時	アイオガード	委託

(2) 調査研究事業

ア 記録資料アドバイザーの設置

文書館が実施する事業の的確な実現を図るため、設置する。

記録資料アドバイザー名簿（平成17.4.1現在）

分野	現職	氏名
原始・古代	奈良女子大学教授	館野 和己
中世	福井大学教授	松浦 義則
近世	京都大学大学院文学研究科教授 大学文書館教授	藤井 讓治
近現代	福井大学教授	木村 亮

第1回アドバイザー会議

日時 平成17年6月11日(土) 13:30～16:00
 場所 福井県立図書館大会議室
 出席者 アドバイザー
 内容 ・平成17年度 上半期事業報告について
 ・平成17年度 下半期事業計画について
 ・利用制限について

第2回アドバイザー会議

日時 平成18年3月5日(土) 13:30～16:00
 場所 福井県立図書館大会議室
 出席者 アドバイザー
 内容 ・平成17年度 下半期事業報告について
 ・平成18年度 上半期事業計画について
 ・第31回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福井）大会について

イ 資料調査員の設置

福井県内に存在する歴史資料として重要な歴史的公文書や古文書、その他の記録資料の円滑な収集を行うため、設置する。

資料調査員名簿（平成17.4.1現在）

地区名	現 職	氏 名
福井坂井	元丸岡町立図書館長	松原 信之
	元福井県文書館嘱託職員	本川 幹男
	福井工業大学講師	藤野 立恵
	県文化財保護審議会委員	舟澤 茂樹
奥 越	大野市史編さん委員長	加藤 守男
	勝山市文化財保護委員長	増田 公輔
	勝山高等学校教諭	山田 雄造
丹 南	武生市教育委員会嘱託職員 (現 越前市)	真柄 甚松
	元朝日町誌編さん委員	山本 孝衛
	元県史編さん調査執筆員	吉田 叡
嶺 南	小浜市歴史遺産振興室長	杉本 泰俊
	若狭高等学校教頭	中島 嘉文

資料調査員会議

日 時 平成18年 3 月21日(火) 13:30～16:00
場 所 福井県立図書館大会議室
出席者 資料調査員
内 容 ・17年度収集保存事業について
・18年度収集保存事業について

ウ 『福井県文書館研究紀要第3号』の発刊

目次

福井県文書館講演

江戸時代庶民の破産と再興 宇佐美 英 機

論文

古代越前国と愛発関 舘 野 和 己

一地方新聞の軌跡

一第2次福井新聞の1年9か月と南越倶楽部一 池 内 啓

動向・資料紹介

貞享の半知における家臣団

一福井藩政史研究ノート一 吉 川 喜代江

福井藩家中絵図（山内秋郎家文書）を利用して 吉 田 健

福井史料ネットワークの活動から見えてきたこと 長 野 栄 俊

都道府県・政令指定都市等の文書館における

インターネット上での情報提供 柳 沢 芙美子

山内秋郎家の新出中世文書 松 原 信 之

(3) 収集保存事業

ア 収蔵資料数（平成18.3.31現在）

	収 蔵 数	%	目録の公開状況	%
公 文 書	28,703	100	4,756	17
古 文 書	236,206	100	134,138	57
行政刊行物・図書等	10,804	100	10,418	96
計	283,305	100	149,312	53

イ 古文書関係

調査・撮影 デジタルカラー撮影

資料群番号	資料群名	資料群の性格	点数	備考
K0041	森孝利家文書	庄屋、戸長	130	許諾済
K0042	美山町民俗資料館	福井豪雨被災資料	75	許諾済
G0042	仲井伊兵衛家文書	庄屋、戸長	55	許諾済
O0032	中島辰男家文書	戦中日記	3	2次調査
A0166	稲田弘毅家文書	庄屋	14	整理継続中
J0127	滝本嘉博家文書	戦中日記	3	整理継続中

寄贈・寄託文書

資料群番号	資料群名	区分	点数	備考
X0143	佐々木曠家文書	寄贈	2	
A0049	中村綱吉家文書	寄贈	29	
X0144	長谷川保敏家文書	寄贈	334	
N0055	桜井市兵衛家文書	寄贈	1	整理継続中
J0126	荒井美治家文書	寄贈	54	
X0142	山内秋郎家文書	寄贈（追加）	418	
C0124	古谷九兵衛家文書	寄託	376	
C0044	土屋豊孝家文書	寄託（追加）	2	
A0041	竹澤信剛家文書	寄託	241	
G0024	飯田広助家文書	寄託（追加）	約1,300	整理継続中
C0125	藤野巖九郎家文書	寄託	103	整理継続中
C0126	真田一郎家文書	寄託	64	整理継続中

ウ 歴史的公文書収集状況

平成17年度廃棄対象文書および歴史的公文書収集結果一覧

部 局	廃棄対象 文 書 数	保存年限別収集文書数							収集数
		25年	20年	15年	10年	5年	3年	1年	
総 務 部	2,225	0	30	1	55	202	27	4	319
総 合 政 策 部	346	0	3	0	14	56	5	4	82
安 全 環 境 部	1,036	0	20	0	136	11	6	2	175
健 康 福 祉 部	2,172	2	42	0	24	18	18	1	105
産 業 労 働 部	1,308	0	55	0	61	11	7	1	135
農 林 水 産 部	2,927	1	196	0	176	8	27	3	411
土 木 部	1,710	0	66	0	76	9	16	1	168
出 納 事 務 局	282	0	0	0	0	0	0	0	0
知 事 部 局 計	12,006	3	412	1	542	315	106	16	1,395
企 業 局	605	0	8	0	0	1	6	0	15
教 育 庁	1,617	0	17	0	33	7	9	0	66
選 挙 管 理 委 員 会	18	0	0	0	2	1	0	0	3
監 査 委 員	107	0	0	0	0	2	36	0	38
人 事 委 員 会	81	0	0	0	1	0	1	1	3
労 働 委 員 会	42	0	4	0	0	0	2	1	7
行 政 委 員 会 計	248	0	4	0	3	3	39	2	51
総 計	14,476	3	441	1	578	326	160	18	1,527

(4) 閲覧利用事業

ア 月別文書館利用者数

平成17年度月別文書館利用者数

月	開館日数	利用(入場)者数(人)	1日あたり利用者数(人/日)	利用カード作成者数(人)	閲覧申込者数(人)	閲覧申込点数(点)							1日あたり閲覧申込点数(点/日)	ホームページアクセス件数(件)	1日平均アクセス件数(件/日)
						総数	歴史的公文書	古文書	行政刊行物	新聞記事	県報	その他			
4	25	565	22.6	15	43	367	0	317	4	29	6	11	14.7	38,876	1,296
5	24	817	34.0	14	52	1,500	0	1,206	17	268	0	9	62.5	44,726	1,443
6	25	912	36.5	32	38	1,616	34	1,547	2	19	0	14	64.6	42,916	1,431
7	25	734	29.4	47	38	2,157	0	2,132	5	4	6	8	86.3	63,197	2,039
8	25	1,101	44.0	40	58	624	0	491	24	63	0	9	25.0	78,243	2,524
9	25	595	23.8	10	36	3,699	2	3,575	4	98	11	9	148.0	75,504	2,517
10	25	660	26.4	25	41	987	9	898	8	37	19	16	39.5	75,551	2,437
11	24	1,333	55.5	19	31	235	2	151	7	70	0	5	9.8	67,350	2,245
12	23	389	16.9	6	12	142	0	96	10	15	4	17	6.2	63,612	2,052
1	23	342	14.9	14	39	332	10	188	7	99	18	10	14.4	81,901	2,642
2	23	1,240	53.9	19	46	1,814	0	1,779	17	10	8	0	78.9	83,161	2,970
3	25	1,015	40.6	16	24	346	23	242	33	4	12	2	13.8	95,030	3,065
計	292	9,703	33.2	257	458	13,819	80	12,622	138	716	84	110	47.3	810,067	2,219

平成15年度	294	5,417*	18.4**	300	406	11,742	35	7,163	711	2,335	1,123	375	39.9	737,160	2,014
平成16年度	292	7,242	24.8	208	540	7,045	55	5,806	180	601	233	183	24.1	733,759	2,010

*は入場者数、**は1日あたりの入場者数。

イ 歴史的公文書公開数

部局名	冊数	部局名	冊数
知事部局	4,562	監査委員	1
教育庁	72	人事委員会	79
企業局	41	出納事務局	1
		合計	4,756

ウ フィルム等の貸与・複製・転載

機関名等	フィルム等	貸与・複製	数 量	備 考
個人	転載	－	1点	『乾徳の歴史』掲載
武生市教育委員会	マイクロフィルム	貸与	3リール	自治体史編さん
福井県立 若狭歴史民俗資料館	写真フィルム	貸与	1点	特別展「若狭湾と中世の海の道－ 若狭湾の浦々と日本海流通－」 図録掲載
福井県勝山土木事務所	空中写真	貸与	9本	総合流域防災事業（砂防基礎調 査費補助）基盤図作成業務
第20回国民文化祭 福井県実行委員会	写真フィルム	貸与	11点	開会式オープニングフェスティ バルにおける県民ミュージカル 上演に際しての映像素材
大野市教育委員会	マイクロフィルム	貸与	4リール	自治体史編さん
福井県立図書館	写真フィルム	貸与	5点	企画展示「文学に描かれた福井 ～奥越路編～」で展示
ベネッセコーポレー ション	転載	－	1点	『進研模試 高2生対象 総合 学力テスト1月』掲載
北陸農政局九頭竜川 下流農業水利事業所	転載	－	1点	ホームページ掲載
坂井町誌編さん室	写真プリント	貸与	90冊	自治体史編さん
山川出版社	転載	－	1点	『石井進の世界3 書物へのま なざし』掲載
福井新聞社	転載	－	1点	『おとな日 知号』（2月11日 発行）掲載
ワイズクリエイト	写真フィルム	貸与	1点	鳴鹿大堰管理所エントランスホー ルにおける鳴鹿大堰の歴史を学 ぶ映像に掲載するため
リンクコーポレーション	転載	－	1点	『福井県版自分史年表「人生の 記録」』掲載
福井県立 若狭歴史民俗資料館	マイクロフィルム	貸与・紙焼き	2,066コマ	調査研究、教育普及
勝山市教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	42リール	自治体史編さん
福井新聞社	転載	－	1点	『おとな日 知号』（3月11日 発行）掲載
福井県教育庁文化課	写真フィルム	貸与	3点	国庫補助事業「福井県歴史の道 調査事業」報告書第6集に掲載
越前市教育委員会	マイクロフィルム	貸与・複製	10リール	自治体史編さん
福井県立 若狭歴史民俗資料館	マイクロフィルム	貸与・紙焼き	2,077コマ	調査研究、教育普及
福井県土地家屋調査 士会	転載	－	1点	境界シンポジウムパンフレット 『地図は歴史を伝え 未来を創 るみんなの宝物』

エ 古文書複製本公開許諾依頼結果

公開許諾済

資料群番号	市町等	資料群名	点数
A0011	福井市	中林茂左衛門家	287
A0013		橘弥代治家	39
A0014		上一光区有	46
A0015		藤井鈴江家	299
A0017		鈴木長右衛門家	19
A0018		東大味区有	31
A0020		山崎勇家	10
A0021		白崎九兵衛家	75
A0022		加藤七兵衛家	2
A0023		徳光区有	15
A0024		平崎伝右衛門家	49
A0025		多田完治家	40
A0034		千合区有	65
A0039		真浄寺	2
A0041		竹澤信剛家	27
A0042		西雲寺	67
A0043		中野定路家	2
A0044		島田家	4
A0055		林又左衛門家	10
A0056		鈴木公宏家	114
A0058		竹内善四郎家	1
A0061		了勝寺	2
A0064		中野本山専照寺	32
A0070		宿布区有	8
A0071		後藤与五郎家	19
A0085		名津井萬家	44
A0088		福井市医師会	7
A0089		福井県医師会	9
A0128		斎門六右衛門家	376
A0164		大道昭仁家	190
A0506		渡辺利昭家	3
A0510		山口茂家	28
A0514		藤田繁家	23
A0515		杉田七兵衛家	6
A0516		松本太郎兵衛家	2
A0519		柳沢速雄家	65

資料群番号	市町等	資料群名	点数
A0520	福井市	小林与三右衛門家	31
A0522		錦織三郎左衛門家	88
B0016	吉田郡	市荒川区有	29
B0018		田原迪家	7
B0019		山田謙一家	37
B0020		多田志衛門家	4
C0007	坂井市	高倉三郎四郎家	145
C0095		上坂伊右衛門家	5
C0098		細川治右衛門家	9
D0015	丹生郡	上坂国昭家	147
E0025	越前市	田中甚兵衛家	91
G0042	今立郡	仲井伊兵衛家	55
H0011	南条郡	金粕区有	7
H0034		後藤市兵衛家	102
I0029	大野市	木本領家区有	56
I0068		瀧波家	239
I0089		松田太郎左衛門家	2
I0130		桑原六左衛門家	19
J0031	勝山市	伊知地区有	73
J0043		笠松平左衛門家	149
J0057		手塚五右衛門家	48
J0108		旧北郷村役場	30
K0041	福井市	森孝利家	130
	合計	59資料群	3,521

公開許諾交渉中

資料群番号	市町等	資料群名	点数
A0040	福井市	武沢敏郎家	41
A0046		林孫右衛門家	44
A0054		川合鷲塚区有	26
A0086		池田幹紀家	1
A0108		坪川健一家	38
A0127		藤崎仁左衛門家	120
B0017	吉田郡	善教寺	3
C0099	坂井市	飯塚五右衛門家	89
I0140	大野市	竹尾五右衛門家	299
	合計	9資料群	661

(5) 普及啓発事業

ア 講座・講演会等の開催

講座・講演会等	日時	会場	参加人数(人)	講師	内容		
古文書入門講座	第1回	平成17年 5月28日(土)	文書館研修室	57	文書館職員	古文書ってなに?どんなふうにしたら読めるようになるの?という本当にはじめて古文書を読んでみたい人のための講座。	
	第2回	6月4日(土)					50
古文書初級講座	第1回	6月10日(金)	文書館研修室	42	文書館職員	すこし古文書を読んだことのある方のための講座。	
	第2回	6月17日(金)					43
資料保存研修会 「災害から資料を守る」		7月5日(火)	文書館研修室	42	尾立和則氏 (京都造形芸術大学 芸術学部教授)	簡単な実験をとおして、地震や水害、火災時などの対応、災害をうけにくい日常の資料保存のあり方を学んだ。	
古文書相談会 「よみます。古文書」		8月6日(土)	文書館研修室	15	松原信之氏 藤野立恵氏 舟沢茂樹氏 (文書館資料調査員)	読めない古文書を解説し、保存・整理のし方についてアドバイス。	
特別県史講座 「由利公正と坂本竜馬」		8月27日(土)	図書館 多目的ホール	116	木村幸比古氏 (霊山歴史館学芸課長)	由利と竜馬は新政府構想について論じ合い、竜馬の「船中八策」の考えは由利の「議事之体大意」にくみ込まれた。維新政府の指針とは何かを語っていただく。	
文書館探検隊		9月27日(金)	文書館研修室 ・文書館館内	7	文書館職員	敬老の日の企画として、おじいちゃん・おばあちゃんとお孫さんを対象に文書館の館内地図と指令書を配付し、それに基づき課題を解くオリエンテーリング形式の体験学習。	
古文書読解講座	第1回	9月30日(金)	図書館多目的 ホール・文書 館研修室	35	文書館職員	グループにわかれて古文書を読みあっていく。初級よりもう少し進んで古文書を読んでもみようという人のための講座。	
	第2回	10月7日(金)					33
	第3回	10月14日(金)					33
県史講座 「白山への参詣道ー越前 禅定道の調査を通してー」		平成18年 2月4日(土)	図書館 多目的ホール	110	宝珍伸一郎氏 (勝山市教育委員会)	白山山頂への至る三つのルートのうち、もっとも古い「越前禅定道」のルート、江戸時代の登山紀行と考古学的な調査を通して明らかにする。	
講演会 「泰澄と白山信仰」		2月12日(日)	図書館 多目的ホール	188	本郷真紹氏 (立命館大学文学部 教授)	白山を修験の場として開いたといわれる泰澄の伝記を手がかりに、古代の社会、越(北陸)地域での神仏混淆、その歴史的背景を語っていただく。	
県史講座 「古代武生盆地が担った 国家的役割」		2月19日(日)	図書館 多目的ホール	59	真柄甚松氏 (越前市教育委員会 文化課嘱託)	古代の日本国家にとって北(蝦夷)からの内圧と海(新羅)からの外圧は国家的課題であった。とくに蝦夷が南下すれば通り路となり朝鮮半島に相対する越前において、その課題解決の一翼を担わされたのが国府の所在地であった武生盆地である。このことを丹生郡司任命・交通政策・式内社などからは考察する。	

※いずれも時間は13:30~15:30(講演会は13:30~15:00)。

なお、古文書読解講座の参加者に呼びかけて自主グループをつくり、11月から毎月1日午後活動した。

イ 閲覧室展示

テ ー マ	概 要
平成18年2月1日～ 「白山紀行 －ふくいからの参詣記録」	<p>白山は、古くからこれを仰ぎみる広範な地域の人びとの信仰の対象とされ、越前・加賀・美濃からそれぞれ修行のための登山路（禅定道）が開かれた。これを支える中心となったのは白山麓の人びとであり、かれらは時には対立しながらも政治的な支配領域をこえて密接なつながりをもっていた。</p> <p>江戸時代半ばを過ぎると、白山とその周囲は、一般の人びとの参詣や湯治のための場ともなっていく。ここではこうした白山への参詣登山の広がりの中、1830年代に相次いで書かれた福井藩士の紀行を紹介した。</p>
	<p>(1) 閲覧室展示ケース（パネル、原寸大複製）</p> <p>a. 「越前国之図」（1685年（貞享2）松平文庫 福井県立図書館保管）奥越地域・加賀・越前・美濃国境部分</p> <p>b. 登山経路、白山が望める地域（作図）、久須夜ヶ岳から見た白山連邦（写真、吉田俊雄氏提供）</p>
	<p>(2) カラー複製本（原寸大、閲覧室常置）</p> <p>a. 高田保浄（福井藩士）「続白山紀行」（写本、1833年（天保4）、山内秋郎家文書、当館所蔵）</p> <p>b. 高田保浄（福井藩士）「続白山紀行」（写本、1833年（天保4）、越前史料、国文学研究資料館所蔵）</p> <p>c. 加賀成教（福井藩士）「白山全上記」（1830年（天保1）、西尾市岩瀬文庫所蔵）</p> <p>d. 井上翼章（福井藩士）「越前国古今名蹟考」（1815-16年（文化12-13）、松平文庫、福井県立図書館保管）大野郡上・下巻</p>
	(3) リーフレット カラー、A4版、12ページ
	(4) エントランス用垂れ幕・閲覧室入り口ポスター
	(5) 説明会の開催 2月12日・19日(日) 12:30～12:45 文書館閲覧室にて
平成18年3月7日～ 4月28日 「38豪雪・56豪雪写真展」	福井県で大きな被害をもたらした昭和38年・56年の豪雪の様子を紹介した。

ウ 刊行物

刊 行 物	配布先	内 容
「文書館新聞」	県内各中学校	中学生の夏休みの課題に役立ててもらおうと、文書館が提供できる素材等を掲載した。

4 福井県文書館業務日誌（平成17. 4. 1～平成18. 3. 31）

- 17. 4. 6 福井テレビ「ふくい昭和の証言」取材
- 14 貴重書庫清掃、粘着トラップ設置
- 15 歴史的公文書収集（～5月31日）
- 〃 古文書公開許諾依頼
- 21 歴史的公文書1回目搬入
- 〃 古文書公開許諾依頼
- 26 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会役員会出席
- 27 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会開催県視察（～28日）
- 28 歴史的公文書2回目搬入
- 〃 森家古文書・美山町民俗資料館被災資料返却
- 5. 1 粘着トラップ設置・点検
- 10 福井市松本小学校4年生見学
- 13 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長岐阜県歴史資料館館長下林氏来館
- 〃 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会企画委員会出席
- 〃 浄光寺古文書前回分返却、新規調査分受入
- 17 くん蒸庫くん蒸（～20日）
- 19 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会出席（～20日）
- 20 歴史的公文書3回目搬入
- 〃 ラジオ番組「ふくい元気通信」出演
- 25 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会出席
- 28 第1回古文書入門講座開催
- 6. 2 全国都道府県政令指定都市等公文書館長会議（～3日）
- 3 歴史的公文書4回目搬入
- 4 第2回古文書入門講座開催
- 7 越前市武生西小学校5年生見学
- 〃 池田町飯田家調査
- 9 福井県立大学経済学部原田政美ゼミ見学
- 10 第1回古文書初級講座開催
- 11 第1回アドバイザー会議
- 13 電気系統保守点検（休館日午後全館停電）
- 14 くん蒸車くん蒸（～17日）
- 〃 浄光寺古文書前回分調査・新規調査分受入
- 17 第2回古文書初級講座開催
- 6. 21 くん蒸庫くん蒸（～24日）

- 6. 21 池田町仲井家、調査のため古文書持参
- 24 第1回運営懇話会
- 〃 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会企画委員会出席
- 7. 5 資料保存研修会「災害から資料を守る」開催
- 〃 NHK、福井新聞、県民福井「資料保存研修会」取材
- 11 図書館のシステムメンテナンスのため公開系サーバー停止
- 12 「文書館新聞－夏休み特別号－」発刊
- 〃 勝山市教育委員会へ恐竜博覧会資料の貸出
- 13 「五箇条の御誓文」取材対応
- 〃 福井新聞、五箇条の御誓文落札について記事掲載
- 〃 羽水高校にて出張授業
- 20 あわら市鹿野家調査
- 21 古文書公開許諾依頼
- 24 国文学研究資料館視察
- 26 公用車車検
- 27 越前市岡本小学校児童館見学
- 28 福井県文書館年報第2号発行
- 29 古文書公開許諾依頼
- 8. 2 福井市成和中学校インターンシップ受入（～3日）
- 6 古文書相談会開催
- 24 池田町飯田家調査
- 27 特別県史講座開催
- 31 人権・社会同和教育指導者研修
- 9. 2 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大会企画委員会出席
- 5 公文書館等職員研修（～9日）
- 6 情報システムメンテナンス
- 10 文書館だより第6号発行
- 15 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第79回例会出席
- 16 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会役員会出席
- 17 文書館探検隊開催
- 21 くん蒸庫くん蒸（～24日）
- 29 廃棄公文書搬出、溶解処分
- 30 第1回古文書読解講座開催
- 10. 4 若狭町桜井家調査
- 7 第2回古文書読解講座開催
- 13 情報スーパーバイザー研修

- 10. 14 第3回古文書読解講座開催
- 15 地方史研究協議会第56回敦賀大会ポスターセッション参加
- 20 情報エキスパート研修
- 〃 社会教科研究会
- 25 勝山市教育委員会「さわやか大学」見学
- 〃 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第80回例会出席
- 26 東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会通常総会及び事務担当者研究会出席
- 28 丹南高校インターンシップ受入
- 11. 9 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（福井）大会（～11日）
- 11 福井県文書館視察
- 29 国文学資料館資料撮影
- 12. 2 古文書公開許諾依頼
- 7 古文書公開許諾依頼
- 8 福井市啓蒙小学校2年生見学
- 〃 東海・北陸地区図書館職員施設見学
- 9 古文書公開許諾依頼
- 15 会計員研修
- 20 会計検査
- 27 FBC「県庁探検隊」収録
- 18. 1. 8 FBC「県庁探検隊」放送
- 18 福井新聞「企画展・紀要第2号戦前期の公文書」取材
- 25 くん蒸庫点検
- 27 事前監査
- 〃 福井市竹澤家訪問
- 29 福井新聞、企画展について記事掲載
- 30 職員特別研修
- 31 公文書館実務担当者研究会議出席（～2月2日）
- 2. 1 平成17年度企画展示更新「白山紀行－ふくいからの参詣記録」
- 3 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第5回大会企画委員会出席
- 4 県史講座「白山への参詣道－越前禅定道の調査を通して－」開催
- 9 福井新聞、戦前期の公文書について記事掲載
- 10 あわら市秘書広報課来館
- 12 企画展展示説明会
- 〃 講演会「泰澄と白山信仰」開催
- 14 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第3回役員会出席（～15日）

- 2.14 くん蒸庫くん蒸（～17日）
- 19 企画展展示説明会
- 〃 県史講座「古代武生盆地が担った国家的役割」開催
- 24 第2回運営懇話会
- 28 北陸電力福井支社見学
- 3.7 閲覧室ミニ展示「38豪雪・56豪雪写真展」（～4月28日）
- 9 あわら市秘書広報課来館
- 15 資料調査員による文書調査
- 〃 古文書公開許諾依頼
- 16 福井新聞、県の業務改善事例の一例として文書館の記事掲載
- 17 古文書公開許諾依頼
- 18 第2回アドバイザー会議
- 20 文書館だより第7号発行
- 21 資料調査員会議
- 24 福井新聞、藤野巖九郎家文書の寄託について記事掲載
- 〃 BPRグッドチャレンジ賞授賞式
- 〃 公文録撮影
- 31 福井県文書館研究紀要第3号発行

Ⅲ 関係法令

1 公文書館法

(昭和62年法律第115号)

(平成11年法律第161号一部改正)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成11年法律第79号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第6条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあっせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら施行する。

(専門職員についての特例)

- 2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。
第4条第7号の次に次の一号を加える。
7の2 公文書館法(昭和62年法律第115号)の施行に関すること。

附 則(平成11年12月22日法律第161号)抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 福井県文書館の設置および管理に関する条例

(平成14年福井県条例第5号)

(設置)

第1条 県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）を収集し、および保存し、ならびに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査、研究等を行い、もって学術の振興および文化の向上に寄与するため、福井県文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、福井市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 文書等の収集、整理および保存
- 二 文書等の閲覧の実施
- 三 文書等に関する調査および研究
- 四 文書等に関する知識の普及および啓発
- 五 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的にふさわしい業務

(職員)

第4条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第5条 別表第一に掲げる施設または設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 別表第一に掲げる施設等を使用する者は、同表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第7条 文書館が閲覧に供する文書等の写しの交付を依頼しようとする者は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第8条 既に納付した使用料または手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の免除)

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料または手数料の全部または一部を免除することができる。

(入館の拒否)

第10条 知事は、文書館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させる行為をするおそれがあるとき。
- 二 他人に危害を加え、または迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第11条 文書館において文書等の撮影、物品等の販売、寄附金の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(禁止行為)

第12条 文書館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させること。
- 二 秩序または風俗を乱す行為をすること。
- 三 別表第一に掲げる施設等を使用する者が、第5条の承認を受けた目的以外の目的のために当該施設を利用すること。

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第5条の承認もしくは第11条の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。以下この条において同じ。）の取消し、効力の停止もしくは条件の変更をし、または行為の中止、施設等の原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定に違反している者
- 二 第5条の承認または第11条の許可に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により第5条の承認または第11条の許可を受けた者

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第一（第6条関係）

一 施設

区 分	金 額		
	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで
研 修 室	2,500円	4,100円	6,600円

二 設 備

区 分	単位	算 定 基 礎	金 額
マ イ ク ロ ホ ン	1 本	1回5時間以内	120円
		1時間増すごとに	24円
ワイヤレスマイクロホン	1 本	1回5時間以内	220円
		1時間増すごとに	44円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

別表第二（第7条関係）

区 分	金 額
複写機（カラー複写機を除く。）により作成した写しの交付	1枚につき 10円
カラー複写機により作成した写しの交付	1枚につき 80円
マイクロリーダープリンターにより作成した写しの交付	1枚につき 10円

備考 複写機により作成した文書、図面等の写しの枚数は、用紙の両面に複写したときは、片面を1枚として額を算定する。

3 福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則

(平成15年福井県規則第3号)

(平成15年福井県規則第82号 — 一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福井県文書館（以下「文書館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合を除く。）
- 二 休日の翌日（土曜日、日曜日、休日または第5号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 三 12月28日から翌年の1月4日までの日（前2号に掲げる日に該当する場合を除く。）
- 四 文書等点検期間として1年につき10日以内で知事が指定する日
- 五 清掃整理日として毎月（12月を除く。）の第4木曜日（休日に該当する場合にあっては、その翌日）

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更することができる。

(文書等の利用)

第4条 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）は、一般の利用に供するものとする。ただし、知事は、次に掲げる文書等について、その全部または一部を一般の利用に供しないものとすることができる。

- 一 整理、補修または目録の作成が終了していない文書等
- 二 劣化等保存上の理由から利用に供することが不適当な文書等
- 三 寄贈または寄託を受けた文書等で、その利用に関して寄贈者または寄託者が一定の期間利用に供しない旨の条件を付しているもの
- 四 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が記録されている文書等で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るものまたは特定の個人を識別することはできないが、利用に供することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 五 法人その他の団体（国および地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されて

いる文書等で、利用に供することにより、当該法人等または当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

六 利用に供することにより、公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

七 利用に供することにより、国または地方公共団体の運営に著しい支障を及ぼすと認められる文書等

(施設等の使用の承認)

第5条 条例第5条の規定により文書館の施設または設備（以下「施設等」という。）の使用の承認を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、福井県文書館使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、申請者に対して、福井県文書館使用承認書（様式第2号）を交付するものとする

(使用者の遵守事項)

第6条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 使用の承認に係る使用の目的以外に施設等を使用しないこと。

二 使用の承認を受けた施設等を転貸し、または当該使用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

三 前2号に掲げるもののほか、文書館の管理上支障がある行為をしないこと。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、速やかに、当該施設等を原状に復さなければならない。

(使用料等の還付)

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料または手数料（以下「使用料等」という。）を還付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他不可抗力により施設等の使用ができなくなったとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用料等の還付を受けようとする者は、福井県文書館使用料等還付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(使用料等の免除)

第8条 条例第9条の規定により使用料等を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県が条例第1条に規定する文書館の設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合 使用料に相当する額

二 県が設置目的に添った事業を共催する場合 使用料の2分の1に相当する額

三 国、市町または歴史に関する研究を主たる目的とする団体であって知事が認めるも

のが設置目的に添って使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
四 その他知事が特に必要があると認める場合 知事が必要と認める額
2 使用料等の免除を受けようとする者は、福井県文書館使用料等免除申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（制限行為の許可の申請）

第9条 条例第11条の許可を受けようとする者は、福井県文書館内制限行為許可（許可事項変更許可）申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（施設等または文書等の損傷または滅失等の届出）

第10条 使用者は、文書館の施設等または文書等を損傷し、汚損し、または滅失させたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理および運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

4 福井県文書館における文書等の収集および保存に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）における県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集および保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書規程等 県の機関（知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、地方公営企業の管理者および警察本部長をいう。以下同じ。）が当該機関の文書を管理するために定める規程等をいう。
- (2) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (3) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(公文書の選別および収集)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、公文書を収集するに当たっては、あらかじめ、文書規程等に定める保存文書または管理確認電磁的記録等（以下「保存文書等」という。）であって保存年限が到来するもののうち歴史的価値が生ずると認められるものを選別し、その選別結果を情報公開・法制課長、出先機関の長その他当該保存文書等の廃棄決定の権限を有する者に通知するものとする。

2 館長は、別表第1に定める公文書選別収集基準により、公文書を選別し、および収集するものとする。

(古文書その他の記録の選別および収集)

第4条 館長は、別表第2に定める古文書その他の記録選別収集基準により、古文書その他の記録を選別し、および収集するものとする。

2 館長は、古文書その他の記録を収集するに当たっては、原則として、マイクロフィルム撮影等の方法による複製資料を収集するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、散逸または消滅のおそれがあるものは、寄贈、寄託その他

の方法により原本を収集することができる。

(文書等の保存、整理等)

第5条 館長は、収集した文書等について、次に掲げる事項に留意し、書庫で適切に保存するものとする。

- (1) 館長が特に必要と認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。
 - (2) 常に書庫内の通気および防湿に注意し、文書等の損傷の防止に努めること。
 - (3) 書庫内において、喫煙、火気の使用その他文書等に有害な行為をさせないこと。
- 2 館長は、収集した文書等について、文書等の管理および利用の便宜を図るための目録を作成するものとする。
- 3 館長は、収集した文書等のうち紙質等の劣化、利用頻度の高さその他の理由により原本を利用させることが適当でないものについては、マイクロフィルム撮影等により複製資料を作成するものとする。
- 4 館長は、収集した文書等に個人情報が含まれているときは、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)の趣旨を尊重し、当該個人情報が適正に保護されるようその取り扱いに注意するものとする。

(不要文書の廃棄)

第6条 館長は、収集した文書等のうち、保存する必要がないと判断したものについて、館長が命ずる職員を立ち会わせて焼却、溶解、裁断その他確実に廃棄することができるものと認められる方法により廃棄するものとする。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文書等の収集および保存に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月16日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

公文書選別収集基準

収集する公文書は、次に掲げる保存文書等のうち歴史的資料として価値が生ずると認められるものとする。

- 1 条例、規則、訓令、通達その他の例規に関する文書
- 2 県議会の審議経過および結果に関する文書
- 3 県政の総合的な計画および施策ならびに重要な事業の計画および実施に関する文書
- 4 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書
- 5 委員会、審議会その他重要な会議の審議経過および結果に関する文書
- 6 請願、陳情、要望等に関する文書
- 7 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する文書
- 8 組織、人事、表彰等に関する文書
- 9 予算、補助金、県有財産、契約その他の財務に関する文書
- 10 市町村の行財政ならびに廃置分合および行政区画に関する文書
- 11 選挙に関する文書
- 12 統計、調査、研究等に関する文書のうち重要な事項に係るもの
- 13 主要な儀式、行事、事件、災害等に関する文書
- 14 史跡、文化財その他の文化的遺産に関する文書
- 15 その他館長が歴史的資料として重要と認める文書

別表第2（第4条関係）

古文書その他の記録選別収集基準

第1 収集する古文書は、次に掲げる文書のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- 1 古代および中世の文書
- 2 近世に関する武家および寺社に関する文書
- 3 近世に関する村および町ならびに家に関する文書で次に掲げるもの
 - (1) 土地、貢租、水利、普請、交通等に関するもの
 - (2) 産業、教育、文化、信仰等に関するもの
- 4 近代以降の文書で政治、社会、教育、産業等に関するもの

第2 収集する古文書以外の記録（行政刊行物、図書その他の資料をいう。）は、次に掲げる記録のうち県の歴史を解明する上で重要なものとする。

- (1) 国、地方公共団体等が作成した福井県の行政に関するもの
- (2) 福井県域の歴史、地誌、社会、経済、文化等に関するもの
- (3) 統計、資料集等で文書等の内容を理解する上で参考となるもの

5 福井県文書館文書等利用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福井県文書館の設置および管理に関する条例（平成14年福井県条例第5号。以下「条例」という。）および福井県文書館の設置および管理に関する条例施行規則（平成15年福井県規則第3号。以下「規則」という。）の規程に基づき、福井県文書館（以下「文書館」という。）が保存する県に関する歴史的な資料として重要な公文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書 職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、県の機関が廃棄決定をしたもののうち、文書館に引き渡されたものをいう。
- (2) 古文書その他の記録 文書等のうち公文書以外の記録をいう。

(目録の備付け)

第3条 文書館長（以下「館長」という。）は、文書等を検索するための目録を文書館閲覧室（以下「閲覧室」という。）その他必要な場所に常時備えるものとする。

- 2 前項の目録は、公文書については簿冊目録および件名目録、古文書その他の記録については所蔵者情報目録および資料目録とする。

(利用カード)

第4条 文書等を利用しようとする者は、必要事項を記入した利用カード申込書を閲覧室内の受付（以下「閲覧受付」という。）に提出し、福井県文書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期限は、館長が定める。
- 3 利用カードを紛失した場合または利用カード申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

(文書等の閲覧の申込み)

第5条 文書等の閲覧の申込みは、必要事項を記入した閲覧・複写申込書に利用カードを添えて閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の閲覧は、申込み 1 回につき10冊以内とする。

(文書等の閲覧)

第 6 条 文書等の閲覧は、原則として、公文書にあっては原本により、古文書その他の記録にあっては複製資料によりするものとする。

2 公文書のうち劣化等保存上の理由から原本を閲覧に供することが適当でないと館長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、複製資料により閲覧に供することができる。

(文書等の閲覧の場所)

第 7 条 文書等の閲覧は、閲覧室内において行わなければならない。

2 閲覧室内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具以外の携帯品は、原則として、持ちこまないこと。
- (2) 文書等を汚損または破損するような行為をしないこと。
- (3) 喫煙および飲食をしないこと。
- (4) その他文書館長が必要と認めること。

(文書等の返納)

第 8 条 文書等の閲覧を終えた者は、速やかに、閲覧受付に文書等を返納し、職員の確認を受けなければならない。

(文書等の貸出し)

第 9 条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(文書等の写しの依頼)

第10条 文書等の写しの依頼は、必要事項を記入した閲覧・複写申込書を閲覧受付に提出してするものとする。

2 文書等の写しに係る手数料は、閲覧受付において納付するものとする。

(利用相談)

第11条 文書館は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 文書等の検索に関する相談
- (2) 文書等の内容に関する相談

2 前項の規定にかかわらず、文書館は、次に掲げる場合には相談を行わないことができる。

- (1) 文書等の鑑定、文書等の解読または翻訳、法律相談、学習課題の回答その他文書館の業務として対応することが適当でないと思われる場合
- (2) 回答に著しく費用または時間を要することが明らかである場合その他文書館の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(展 示)

第12条 文書館は、閲覧室内の展示コーナーその他適切な展示設備において文書等の展示を行うものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、文書等の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

利用案内

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- ・月曜日（休日は除く）
- ・国民の祝日の翌日（土、日、休日は除く）
- ・文書等点検期間（年間10日以内）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・清掃整理日（12月以外の第4木曜日、休日の場合は翌日）

3 交通の案内（フレンドリーバス）

運行日 毎週月曜日（祝日は除く）、年末年始（12.28～1.4）を除く毎日

のりば 市内バス5番のりば

経路 福井駅前～福井駅東口～高志高校前～羽水高校前～生活学習館～市美術館～県立図書館（県文書館）

（福井駅東口、高志高校、羽水高校では、行きは乗車のみ、帰りは降車のみ可能）

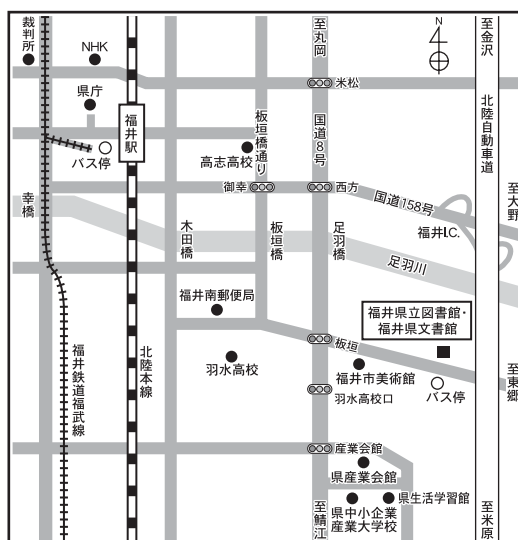
運行時間 平日 8:30～19:00

土日祝 8:30～18:00

運行間隔 30分間隔（5番のりば、県立図書館ともに毎時00分、30分発）

料金 無料

使用車両 路線バスタイプのバス2両で、1両は車椅子用手動リフト付き
1両はノンステップバス



福井県文書館年報 第3号
平成17年度

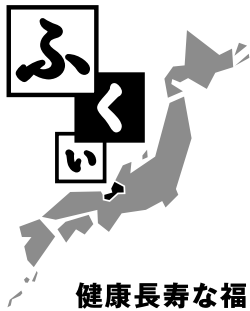
平成18年7月 発行

編集発行 福井県文書館

〒918-8113
福井市下馬町51-11
TEL 0776-33-8890
FAX 0776-33-8891

URL <http://www.archives.pref.fukui.jp>

E-mail bunshokan@pref.fukui.lg.jp



健康長寿な福井です。